

知事臨時記者会見（特別措置法に基づく緊急事態措置等）

■日時 令和2年4月20日（月）17:40～18:15

■会場 応接室

【発表事項】

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆さん、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床検査技師の方々など、新型コロナウイルスとの闘いの最前線で懸命に努力いただいている関係の皆さんに、深く敬意と感謝の意を表します。

また、感染の拡大防止に向け、不要不急の外出の自粛、事業活動の自粛など、様々な御協力を頂いている県民の皆さんに改めて感謝の意を表します。

4月16日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域を全ての都道府県に拡大することが決定されました。これを受けて、本県におきましても、翌4月17日に、県民の皆さんに対して、不要不急の外出の自粛をお願いしたところであります。

一方、本県においては、ここ数日間の感染者数が急増しており、爆発的な感染拡大を防ぐための瀬戸際の状態が続いています。

また、緊急事態宣言の対象地域の拡大により、近隣県においては、施設の使用制限等を要請する自治体が増えてきております。こうした状況を踏まえ、都道府県をまたぐ不要不急の移動、特に、大型連休期間中における近隣県から本県への不要不急の人の移動を最小化し、感染拡大防止を図るためには、更なる取組を実施する必要があるとの判断に至りました。

それでは、福島県緊急事態措置の概要について御説明をいたします。お手元の資料の1ページをご覧ください。

これまでの外出自粛のお願いに加え、県内全域において、明日4月21日から5月6日までの間、新たに「施設の使用制限」と「イベントの開催自粛」の2つについて協力を要請いたします。

一つ目、「施設の使用制限」について、資料の3ページをご覧ください。医療施設や、スーパーマーケット等の生活必需品の売場、飲食店、宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署などは、社会生活を維持する上で必要な施設であり、休業要請は行いません。ただし、居酒屋を含む飲食店等につきましては、夜間の外出を控えていただく観点から、午前5時から午後8時までの営業とし、酒類の提供については午後7時までとすることをお願いいたします。県民の皆さんには、引き続き、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛」を強くお願いいたします。

また、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、介護施設等の社会福祉施設などについても休業要請は行いませんが、家庭での保育や介護等が可能な方は、出来るだけ御利用を控えていただきますようお願いいたします。

さらに、「3つの密」を避けていただくため、人と人の間の距離を確保するなど、適切な感染防止対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、資料の4ページをご覧ください。県内の多くの方々を利用される遊興施設や劇場、集会・展示施設、運動・遊戯施設、また、資料の5ページに記載しておりますが、床面積の合計が1,000㎡を超える大学、博物館、商業施設などについては、特別措置法に基づき、施設の使用制限等の御協力を要請いたします。

資料6ページに記載しております、床面積が1,000㎡以下の大学、博物館、商業施設などについては、特別措置法上の使用制限等の対象にはなっておりませんが、これらの施設についても、法律によらず、施設の使用制限等の御協力をお願いいたします。

要請に応じて休業していただいた事業者の方々には、（仮称）協力金をお支払いすることといたします。対象の事業所に対して10万円、さらに賃貸物件で営業されている事業所について、県内に所在する事業所が1事業所の場合は10万円、複数事業所の場合は20万円を加算し、最大30万円の協力金をお支払いするという「神奈川県方式」に準じた形を軸に、現在、検討を進めているところであります。具体的な内容が決まり次第、事業者の皆さんにお知らせをいたします。

二つ目、「イベントの開催自粛」についてであります。資料8ページを御覧ください。イベントの主催者におかれましては、生活の維持に必要なものを除き、規模の大小や屋内・屋外の場所にかかわらず、特別措置法に基づき、全てのイベントの開催自粛をお願いいたします。

資料の9ページをご覧ください。今回の措置の内容につきましては、県のホームページに掲載するとともに、本日から緊急事態措置に関する問い合わせ窓口を設置いたします。

以上が、福島県緊急事態措置の概要についてであります。

ここで、県民の皆さん、事業者の皆さんに改めてお願いをいたします。

県民の皆さんには、次の5つについて、御理解と御協力をお願いいたします。

一つ目は、咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。また、発熱や咳など、少しでも症状があれば、通勤や通学は控えてください。

二つ目は、5月6日までの間、不要不急の外出の自粛をお願いいたします。特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出は控えるよう、強くお願いいたします。

三つ目は、都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛をお願いいたします。

四つ目は、就職や転勤などのやむを得ない事情で、特定警戒都道府県から転入された方につきまして、感染拡大防止の観点から、2週間は不要不急の外出を控え、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いいたします。

五つ目は、新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見を行わないようお願いいたします。

続いて、事業者等の皆さんをお願いいたします。

従業員とその家族、お客様などを守るため、事業所内での手洗い、咳エチケット等の感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状がある従業員への出勤免除など、健康管理の徹底を改めてお願いいたします。

特定警戒都道府県からの異動者、通勤者がいる事業所におきましては、やむを得ず業務に従事する場合であっても、在宅勤務やテレワークの推進など、最大限の感染症対策をお願いいたします。

また、事業者の皆さんにおかれましては、社会生活を維持する上で必要な施設や、社会福祉施設等を除く施設について、5月6日までの間、休業していただくようお願いいたします。

イベントの主催者におかれましては、規模の大小や屋内・屋外の場所にかかわらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについて、5月6日までの間、開催を自粛していただくようお願いいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。県民の皆さん、事業者の皆さんには御不便、御苦勞をおかけすることとなりますが、日常生活に必要な施設等については、これまで同様、休業を要請することはありませんので、冷静な対応をお願いいたします。

全県一丸となってこの困難、難局を乗り越えていくことができるよう、皆さんのお力添えを引き続き、よろしくをお願いいたします。

【質問事項】

【記者】

協力金の件は、今日、初めて発表されましたが、この支給を決められた経緯と、1社10万円というベースを決められたその根拠、そして、いつ頃から支給されるのかについて教えてください。

【知事】

まず、今回の協力金の出発点は、「休業要請」であります。今回、なぜこのような形で休業要

請をそれぞれの施設にお願いするか、それは人と人との接触を避けるためです。新型コロナウイルス感染症対策の一番の基本は「人と人が接触しないこと」です。したがって、今回、皆さんの御手元にある（資料に掲載された）施設を見ていただきますと、やはり多くの方が集まって、お互いに関わる、いわゆる「3つの密」を形成しやすい施設が選ばれております。これは、基本的に東京都の例に倣っており、今、感染の状況が最も深刻な東京都が、人と人との関わりを極力減らしたいとの思いで、この施設を選んでおられます。福島県においても、今、感染拡大が急激に拡大していく可能性があります。そういった感染拡大を防止するためにも、今回、特別措置法に基づいて、こうした施設の皆さんに営業の休止をお願いするというのが今日の（要請の）本質であります。

その上で、営業の休止をお願いするということは、極めて特殊な状況であります。これまで福島県として、あるいは全国知事会として、国に対し、いわゆる休業補償というものをオールジャパンの枠組みで何とか対応していただけないかということを経度も要請してまいりました。これは、まず東京都を始めとした7都府県が緊急事態宣言の対象地域となった際、正に御苦労されてお話をされ、その上で全国知事会として、これは是非、国としてやって欲しいということをお願いしておりました。

しかし、結果として、それが形にならない中で、先週の後半であります、緊急事態宣言の範囲が拡大され、そういう中で、全国知事会ウェブ会議が急きよ、金曜日に関わりました。この休業補償というものは、日本全体が緊急事態宣言の対象ですから、これを何とか対象にならないかということで合意形成し、国に対して要請を行いましたが、結果として形になっていないというのが現状であります。

そういう中、福島県の先週末の状況等を見ておられます、人出はある程度落ち着いておりますが、やはり一定の方がまだ表に出ておられます。今、一番危惧しておりますのは、首都圏等からの方が福島県に入ってくる可能性が高まっているということです。御承知のとおり、まず7都府県が緊急事態宣言に基づいて、営業自粛を要請された後、その周りの県においては、（7都府県で営業自粛を要請された）店舗や事業所はオープンしていることから、緊急事態宣言が出されている地域の方が外の地域に行き、そうした店舗等に行かれるという状況が様々見られました。例えば北関東であります。茨城県、栃木県、群馬県、こういった地域に首都圏の方々が入って来られる現実があったということを知っています。そういう状況の中で、今回、全都道府県が緊急事態宣言の対象となり、北関東においても、茨城県、栃木県、群馬県ともに同様の営業自粛をお願いするという流れになっています。そうしますと、今の段階で、福島県自身が東京都と同じような営業自粛を早めに仕掛けていかないと、今後、ゴールデンウィークなども控えておりますので、多くの方が（本県に）来られる可能性があります。したがって、やはり県内で「3密」を避けるという観点で、県民の皆さんが集まる機会、人と人が接触する機会を減らすという観点、そして、今後、首都圏から北関東、福島県へと関東エリアの方々が入って来られるという観点を考えた場合、やはり、今日の段階で出来るだけ早く営業自粛をお願いしていく必要があると考えております。その上で営業自粛をお願いするだけでは、やはり中々厳しいのが現状かと思っております。そこで、既に先行して対応している神奈川県や埼玉県、あるいは栃木県、茨城県も、本県と比較的似たような制度設計を考えておられるようですが、そういった「協力金」という形で我々なりの思いをお示しして、この要請を行っていくことが大切と考え、今日の発表に至ったところでございます。

【記者】

金額の算定については（どうでしょうか）。

【知事】

先ほど申しましたとおり、神奈川県方式、あるいは近県の方式もそうですが、そうしたものを参考にして、今後検討を進めると申し上げております。したがって、金額を確定しているわけで

もありませんし、今日の時点で制度が決まっているわけではありません。いずれにしても、先行県の事例で、しかも関東以北のこのエリアの状況というものは非常に重要だと思いますので、そういったものを念頭に置いて、今後、より詳しい制度設計を進めていきたいと考えております。

【記者】

金額等について、神奈川方式をベースにされるということですが、それに加えて、福島の場合に考慮しなければならないと考えている点はどのような点でしょうか。

【知事】

やはり近県とのバランスが重要かと思います。まず福島県は、首都圏から250キロと非常に近い県であり、社会的、経済的、文化的な交流がとて深いです。したがって、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、このような首都圏の地域との関係を頭に置いています。

併せて、県境を接する茨城県、栃木県、群馬県といった北関東とは、正に直接の隣県ということになります。特に茨城県は、隣県の中で唯一、特定警戒都道府県になりますので、この特定県であるということも考慮に入れております。その上で、福島県は、新潟県、山形県、宮城県とも隣接しておりますが、ここは東北との関係があります。福島県は、関東地方と東北地方の結節点に当たるという地勢にありますので、このような点を考慮しながら、今後、より詳細な制度設計をしていかなければならないと考えています。

【記者】

協力した事業者にということですが、この協力の範囲について、例えば、予約が入っていて、21日にはどうしても休めないという場合もありますし、逆に、御自身の判断で、既に要請を待たず休業しているケースもあるかと思えます。どの範囲までが協力に当たるのでしょうか。

【知事】

今、言われた事情も含めて、それぞれ様々な立場、事情があろうかと思えます。制度設計の一部をお示した段階ですので、そのような様々な事情や意見を伺いながら、また、近県の状況を踏まえながら、今後、詳細な制度設計をしていかなければならないと考えております。

また、今回の協力金は、非常に大きな財政需要となります。福島県の予備費は、令和2年度の当初予算で10億円を用意しておりますが、当面の喫緊の対応、例えば、今日の会見で、PCR検査の枠を拡大するという話をしましたが、このようなことで相当な金額の予備費を使います。したがって、予備費で充当できる段階は優に越える多額の財政需要が、この協力金では見込まれますので、当然ながら、県議会の御理解を得ながら、補正予算の編成を急がなければなりません。したがって、県議会、補正予算スケジュールを勘案しながら丁寧に制度を創っていく。また、それぞれの事業者の皆さんの事情というものを出来る限り酌み取りながら、対応していきたいと考えています。

【記者】

今回、協力金モデルということではありますが、やはり商売、生活を維持する上では、十分な金額とは言いがたいと思えます。また、お金がもらえるからといって、皆さん御自身の生業にプライドを持っておられますので、休むということは非常に心痛を伴うことだと思います。行政のトップとして、そのような方々にメッセージがあれば、お聞かせください。

【知事】

今、お話しされたことは、全く同じ思いであります。これまでの県政の中で、恐らくこのような休業要請するということは、戦後では無かったと思えます。

新型コロナウイルス感染症対策、そして今後、福島県の経済あるいは全国の経済を立て直していくためには、出来る限り早期に鎮静化させること、これしかないと思えます。

そのため、今回、苦渋の決断ではありますが、このような休業要請を行い、協力金、あるいはこれ以外にも国、県の実質無利子無担保の制度融資、今後の国の経済対策における中小企業、小規模事業者に対する200万円、100万円等の給付金。県自身も今後、国の経済対策を踏まえ、独自の政策というものを考えてまいります。様々な形で地域経済を支援するための策を講じながら、この困難、難局を乗り越えていかなければならないと考えております。事業者の皆さんには、それぞれの考え、立場など、様々あるかと思っております。そういったものを真摯に受け止めながら、県として最大限対応していきたいと考えております。

【記者】

協力に応じていただいた事業者に（休業補償する）と説明しておられますが、町を歩くと、既に飲食店等で「休みます」という張り紙をしているところもあります。今日、いただいた資料を見ると、居酒屋を含む飲食店は対象になっておりませんが、一方で、バーは対象になっているなど、一般の方に分かりにくい線引きだと思っております。自主的に休業している飲食店や居酒屋等は対象にならないのでしょうか。

【知事】

今後の制度設計になりますが、既に自発的に休業していただいているお店、あるいは営業時間を短くされるお店など、様々な形があらうかと思っております。今日、この場で、マルかバツかということは申し上げられないのですが、今、おっしゃった思いは十分分かっておりますので、そういったことも勘案しながら、今後、丁寧に制度設計していきたいと思っております。

【記者】

協力金に関して、補正予算を編成していかなければならないというお話ですが、ゆくゆくは財源を国に求めるようになるのかどうか。交付金の話もありますが、どのようにお考えでしょうか。

【知事】

今回、新型コロナウイルス感染症対策について、現時点でも、中期的に見ても相当の財政負担が発生すると思っております。もちろん、国においては、こういったものについて、一定程度の対応は念頭にあるとは思いますが、今日の午前中の定例会見で申し上げたとおり、こういった規模の協力金を各県が講じていった場合に、現在の1兆円の特例給付金、交付金でどこまで賄えるのかというところは懸念がございます。また、我々が特例交付金を使って行いたいことは、この協力金だけではありません。他にも県としてなすべき仕事、また、地元の状況に応じて実施していきたいことは様々あり、そういったことにも是非充当していきたいと考えています。

したがって、当面心配なのは、協力金を使ってもいいということを担当大臣がおっしゃっていて、それは大変ありがたく思っておりますが、問題は全体としての金額が十分にあるのか。そして、今後も次から次へと追加需要はあると思っております。そういったことについて、国として、地方自治体の財政需要に是非、迅速に的確に対応していただけるよう、福島県としても、また全国知事会を挙げて、国に対して訴えて、この難局を乗り越えていきたいと考えています。

【記者】

先ほど知事は、休業補償の関係で、国に対し、知事会等を通じて何度も訴えたが、現時点で駄目だったというお話しされました。全国の県知事が必要性を認めて行う制度を、なぜ国が行わないのかと思っておりますが、出来ない理由、やらない理由というのをどのように見ていらっしゃるかと、オールジャパンでやるべきという考えは、現時点でも変わっていないのか、お伺いします。

【知事】

全国知事会として、今後とも、こういった内容を要請していく可能性は十分にあるかと思えます。ただ、大臣自身がこの交付金を財源に充当していいという話をされ、国は一定の方向性を出しておりますので、今後は恐らく、その範囲をどこまで広げていくかという議論に変わっていく可能性もあると思えます。

また、前半の御質問については、是非、国自身がその考え方を改めて説明していただければと考えています。

【記者】

先ほどの質問と被る部分がありますが、知事が前々から重ねておっしゃっている、実効性を伴うためには統一的な対応ということも含めて、やはり緊急事態宣言を拡大する時点において、国がきちんと制度設計をしていれば、足並みの乱れというのは恐らく無かっただろうと思えます。そうした中、はっきりと財源の見通しが立たない状況で進めていかなければならないという状況も、根を探すとそこにあるのかなと思えますが、国の姿勢に対する評価があればお聞かせください。

【知事】

今回の新型コロナウイルス感染症に向き合う状況には、前例が全くなく、世界各国を見ても、全て異なります。検査一つとっても違う、入院のさせ方も違う。国民に対する様々な給付の仕方も違う。正直、世界各国とも、非常に悩みながら、苦しみながら、対応しておられるというのが率直な思いであります。そういった中で、日本政府が懸命に対応していただいているという点については、まず評価をしております。

一方で、今回の緊急事態宣言については、恐らく皆さんも私も、7つの都府県から一定の拡大ということは想定していましたが、いきなり47都道府県に広がるということは、想定していた方はあまりいなかったのではないかと思います。今回、特にこの協力金、あるいは休業要請を議論するに当たって、先行する7つの都府県の状況も全部調べました。さらに、それに追加された6つの県の対応も調べましたが、実は、全て微妙に異なります。また、協力金は相当異なります。率直に言って、財政力に応ずる部分はあるかと思えますが、今回の休業要請の本質は、人と人とが接触しないことです。したがって、それをオールジャパンで、今いる所に極力いたいただくためには、基本的にフラットな制度設計があった方が、日本全体での効果が出るのではないかということが、私自身のかねてからの思いであります。

ただ、今回、木曜日に緊急事態宣言の方向性が出て、それを受けて急きょ金曜日に、学校の休校や、県民の皆さんの外出自粛、県有施設の休止を決めました。やはり非常に急な決まり方が前提としてあり、しかも各県の足並みが、7つの都府県でも揃っておりませんので、そういう状況の中で、福島県として、どのような制度設計をしたらいいのかということは、本当に日々悩んでいます。協力金についても、神奈川県方式の話をしましたでしたが、これで確定しているわけでは決してありません。また、先ほども御指摘がありました。様々な実情がありますので、それをどこまで目配りしようか、一方で、それが大きな財政需要を伴いますので、県でどこまで担っていいだろうか、こういったことを常に頭の中に置きながら、模索しているというのが私自身の率直な思いであります。

(終了)